



LEGAL
PARTNERS
ACROSS
ASIA

Kelvin Chia Yangon Ltd (KCY)

Level 8A, Union Financial Center, Corner
of Mahabandoola Road and Thein Phyu
Road, Botahtaung Township, Yangon.

(951)8610348 / 8610349

csg@kcyangon.com

www.kcpartnership.com

KCY ニュースレター No. 68

2022年6月15日

消費者保護法施行に関する手続き

ミャンマー商業省は、2019年消費者保護法に関する施行規則（以下、「本規則」）を発表しました。本規則は、2019年消費者保護法で定めた消費者保護委員会、（以下、「委員会」）、地方域/州単位の消費者保護委員会（以下、「地方域/州委員会」）、及び関連省庁である商業省が管轄する消費者局（以下、「本局」）の三層構造を実現するための詳細な規則を規定しています。本規則によれば、商品又は役務に関して苦情を有する消費者を最初に対応する窓口が本局となります。また、本規則 98(b)によると、本局は苦情を受け付けた日から 14 営業日以内に、苦情申立人及び事業者の両方から事情聴取をしなければなりません。本局は和解及び行政命令を出す権限を有し、事業者が指定期間内に行政命令に従わない場合、本局は裁判所にて法的措置を取ることができます。

当事者は、和解又は本局の行政命令に関し、指定の地方域/州委員会に上訴することができます。本規則 112 によれば、当該委員会は受理日から 14 営業日以内に上訴に対する応答を行います。委員会は、本局の行政命令について確認、却下又は修正をすることができ、これらの決定は 5 営業日以内に通知を行います。委員会の決定に対して不服がある場合は、所定の書式で委員会に上訴することができます。当該上訴については、次に開催される委員会で審議されることとなります。

また、本規則によれば、本局が他の法律に基づいた法的措置をとるために、証拠の収集及び記録を残したり、他の関連部門や代理人、組織から助言を得るための詳細な手順について規定しています。

本規則第 10 章では、商品及び役務にかかる請求書についての規定があります。商品に関する請求書には、(i)商品名、(ii)購入日、(iii)商品の価格、数量、購入金額、(iv)販売業者又は店舗名及び連絡先を記載しなければなりません。役務に関する請求書には、(i)役務提供者の名称及び住所、(ii)提供する役務、価格、(iii)役務が提供されることを証明する書面、(iv)役務提供期間を記載しなければなりません。2019年消費者保護法における表示義務とは異なる

り、上記請求書に記載しなければいけない項目違反についての罰則はありません。現時点ではどの程度厳格に取り締まるか定かではありません。

【問い合わせ先】

ケルビン・チア・パートナーシップ法律事務所

山本裕子（日本国弁護士） (yamamoto.hiroko@kcpartnership.com)

Cheah Swee Gim (cheah.swee.gim@kcpartnership.com)

Pedro Jose F. Bernardo (pedro.bernardo@kcpartnership.com)

Khin Leinmar Ban Aye (klm@kcyangon.com)

Lyra Miragrace Flores Bisnar (lmcf@kcyangon.com)